

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 上砂川町の人口構造及び産業構造

上砂川町の人口は、昭和 25 年に国勢調査最大人口 31,406 人を擁したが、その後年々減少を続け、炭鉱合理化が始まった昭和 40 年、50 年代には年間で約 8,000 人の人口が減少し、現在の人口はピーク時と比較すると約 13 分の 1 まで減少とともに、10 年前の人口と比較しても約 3 割の人口が減少している（H27.3 末：3,464 人→R7.3 末：2,323 人（△32.93%）住民基本台帳）。

人口の減少とともに少子高齢化が進展し、高齢化率は 28.4%（平成 7 年国勢調査）から 51.3%（令和 2 年国勢調査）と今もなお上昇する一方で、町の将来を支える生産年齢人口は 6 割以上が減少（H7：3,563 人→R2：1,201 人（△66.3%）国勢調査）し、人口減少の進行に少子化、若者・子育て世代の流出が拍車をかけ、さらなる人口減少を招く縮小スパイラルの状況に陥っている。

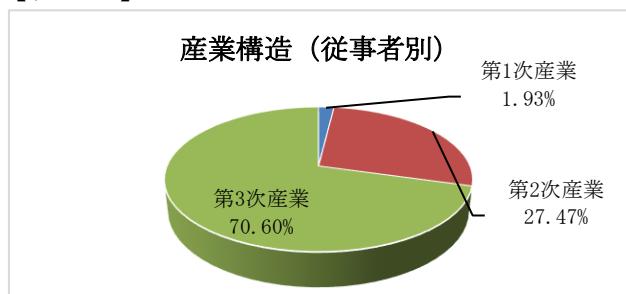
上砂川町は北海道の 2 大都市札幌市と旭川市の間に位置する空知管内のほぼ中央に位置し、町の北部を貫流するパンケ歌志内川沿いに集落が形成され、総面積が 39.98 km² と北海道で一番行政面積が狭く、そのうち 9 割が山林であるが第 1 次産業である農業や林業を営む者が皆無であり北海道では珍しい町である。

産業構造を従事者別でみると、第 3 次産業（サービス業その他）が 70.60% と最も高く、次いで第 2 次産業（建設業、製造業）が 27.47%、第 1 次産業（農林漁業）が 1.93% となっている（令和 2 年国勢調査）。表 1-1、1-2

【表 1-2】

【表 1-1】上砂川町民の産業構造（従事者）

	従事者数	割合
第1次産業	20	1.93%
第2次産業	284	27.47%
第3次産業	730	70.60%



上砂川町内で操業する事業所の従業者数については、第 2 次産業（建設業、製造業）が 62.08% と最も高く、次いで第 3 次産業（サービス業その他）が 37.92% となっている（RESAS）。表 2-1、2-2

【表 2-1】

【表 2-1】 上砂川町の産業構造(従業者)

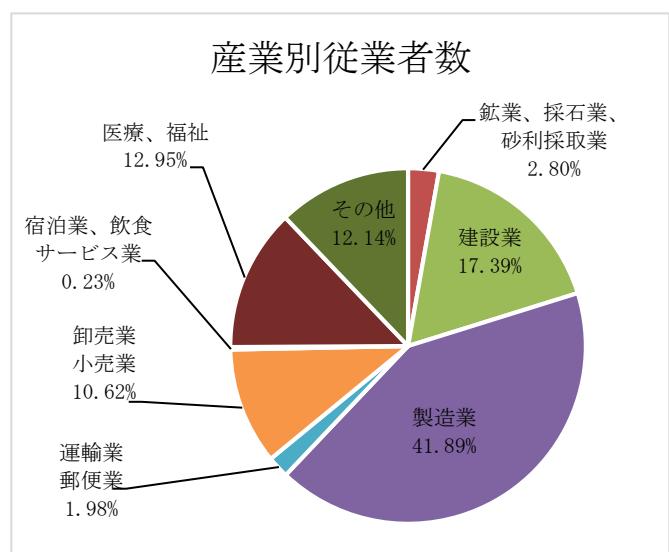
	従業者数	割合
第1次産業	-	-
第2次産業	532	62.08%
第3次産業	325	37.92%
計	857	100.00%

さらに詳しく産業別従業者数を見ると、製造業の従業者が全体の4割を超え、建設業と合わせると6割近くを占めている(RESAS)。表 2-3、2-4

【表 2-3】 産業別従業者数

区分	従業者数	割合
農林漁業	0人	0.00%
鉱業、採石業、砂利採取業	24人	2.80%
建設業	149人	17.39%
製造業	359人	41.89%
運輸業、郵便業	17人	1.98%
卸売業、小売業	91人	10.62%
宿泊業、飲食サービス業	2人	0.23%
医療、福祉	111人	12.95%
その他	104人	12.14%
計	857人	100.00%

【表 2-4】

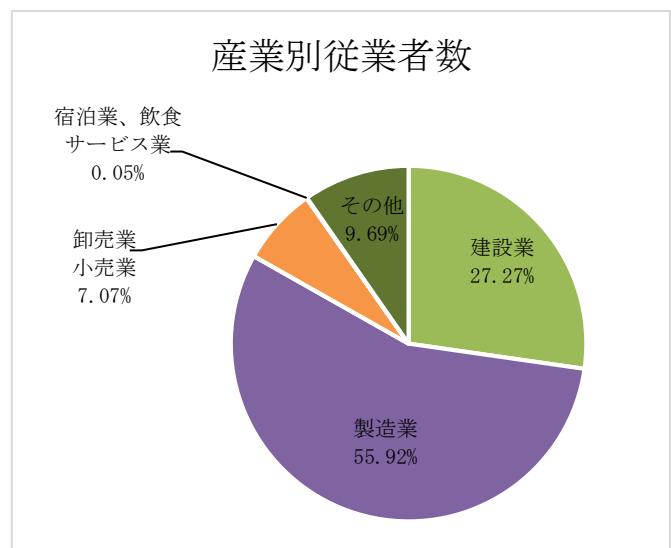


産業別の付加価値額でみると、製造業の生み出す付加価値額が町全体の約半分(55.92%)を占め、建設業(27.27%)と合わせると、この2業種で町全体の8割以上を超えることになる(RESAS)。表 3-1、3-2

【表 3-1】 上砂川町の産業別付加価値額・割合

区分	付加価値額 (百万円)	割合
農林漁業	-	0.00%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	0.00%
建設業	571	27.27%
製造業	1,171	55.92%
運輸業、郵便業	-	0.00%
卸売業、小売業	148	7.07%
宿泊業、飲食サービス業	1	0.05%
医療、福祉	-	0.00%
その他	203	9.69%
合 計	2,094	100.00%

【表 3-2】



上砂川町において製造業の従業者数が多く付加価値額が高いのは、日本国内のおおよそ半分のシェアを持つ医療機関等の臨床検査で使用する顕微鏡用カバーガラスを製造する企業や人手不足に対応する産業用ロボットの製造を行う企業など各種製造業が町内に立地していることによる。

② 事業所数の減少

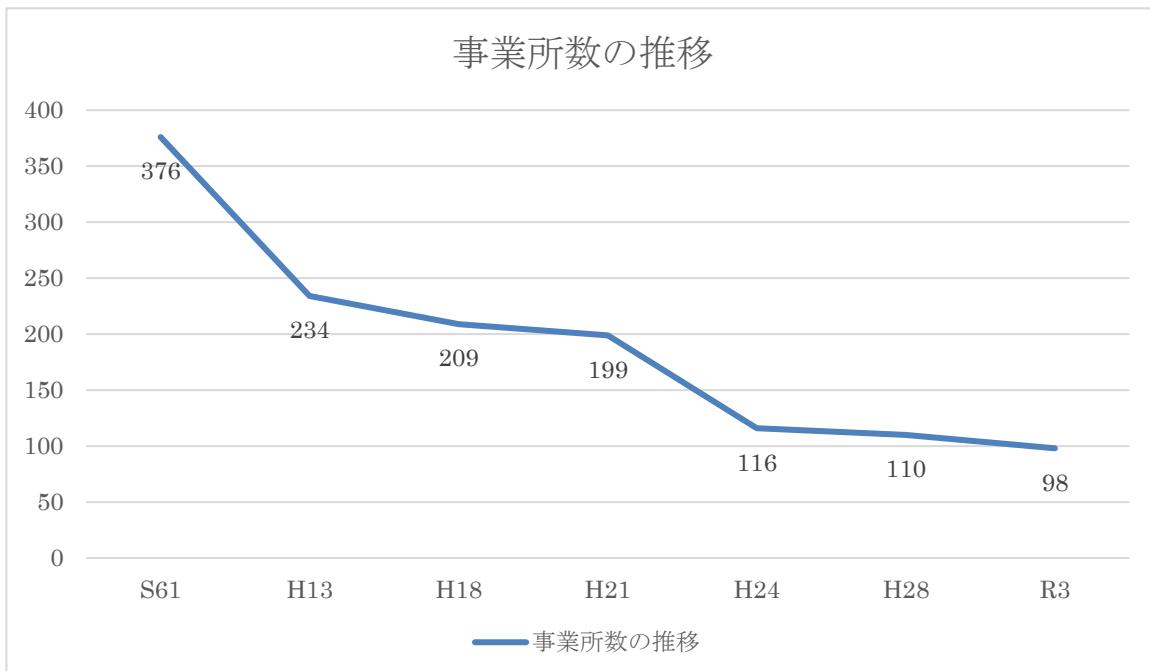
上砂川町においては、基幹産業であった炭鉱の閉山後、それに代わる産業を創出すべく企業誘致活動を積極的に展開した結果、最大で 31 社の企業を誘致したが、不況等の影響により倒産、廃業が相次ぎ現在では 6 社のみが操業している。また、町内商工業者などすべての事業所が減少傾向にあり、炭鉱が閉山する昭和 61 年と現在を比べると 73.94% の事業所が減少している (S61 : 376 事業所→R3 : 98 事業所)。

(事業所企業統計調査、RESAS)。表 4-1、4-2

【表 4-1】上砂川町事業所の推移

区分	S61	H13	H18	H21	H24	H28	R3	S61 と R3 の比較
第 1 次産業	2	3	2	2	1	0	0	△200.00%
農業	0	3	2	2	1	0	0	0.00%
林業	2	0	0	0	0	0	0	△200.00%
水産業	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
第 2 次産業	57	50	39	26	25	25	29	△49.12%
鉱業	9	1	1	1	0	1	1	△88.89%
建設業	32	27	23	17	17	16	17	△46.88%
製造業	16	22	15	8	8	8	11	△31.25%
第 3 次産業	317	181	168	171	90	85	69	△78.23%
卸売・小売業	172	76	55	55	38	32	21	△87.79%
金融・保険業	6	4	4	3	3	3	2	△66.67%
不動産業	0	3	7	3	2	1	1	100.00%
運輸通信業	18	9	8	5	5	4	4	△77.78%
その他	121	89	94	105	42	45	41	△66.12%
総 数	376	234	209	199	116	110	98	△73.94%

【表 4-2】



③ 労働生産性

町内の中小企業は、保有する設備の老朽化が進んでいることや、人材不足などから労働生産性の全国平均を大幅に下回る状況となっている。

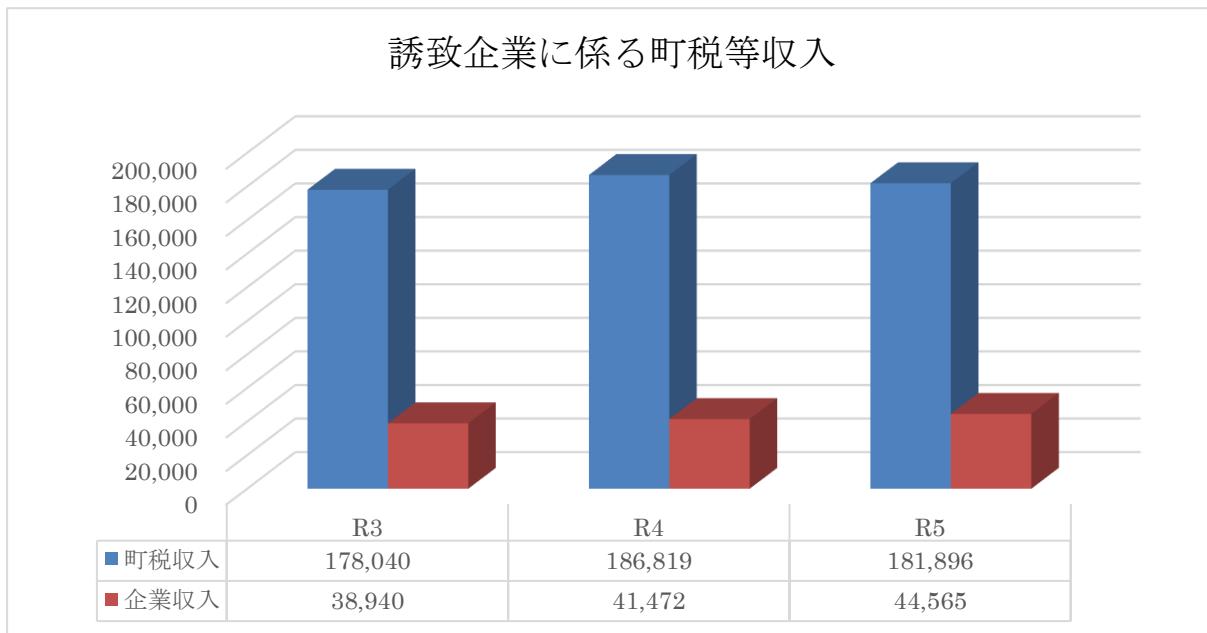
(RESAS 全国平均 5,919 千円 町平均 4,035 千円)

④ 誘致企業に係る町税等収入

町内の事業所及び誘致企業は減少傾向にあるものの、町内で製造業を中心に操業する誘致企業 6 社は、町税等の自主財源が乏しい本町の財政運営に大きく貢献しており、令和 5 年度町税等収入 181,896 千円に対し、24.5%に相当する 44,565 千円の納税がある。

中でも優良企業 2 社は 21.6% の 39,224 千円を納税していることから、町内誘致企業の経営如何によっては、地域経済に大きな打撃を及ぼすことが想定され、生産性向上につながる支援を強力に推進する必要がある。(上砂川町住民課調べ) 表 5

【表 5】



⑤ 上砂川町内の産業における課題

町内の中小企業については、人口減少と高齢化の影響で人材確保など課題が多く、上記記載のとおり労働生産性が全国平均と比べ、約7割弱となっており、様々な対策により付加価値を高め、売上総利益の向上につなげる対策が喫緊の課題である。

そのような中にあっても、医療機関等の臨床検査で使用する顕微鏡用カバーガラスを製造する企業においては、日本国内のみならず、アメリカや韓国、シンガポールなど海外からの需要が多くあることから、人材不足を解消し増産体制を図るため、一部製造ラインに産業用ロボットを導入することで、類似企業との差別化を図りつつ、さらなる高品質の製品を生産する予定であることから、官民一体となった支援を行う必要がある。

(2) 目標

町内中小企業の労働生産性を高めるには、現在の従業員を維持しつつ、人員が不足する製造ラインには産業用ロボットや各種オートメーション化を図るため、町独自の助成制度や税制の優遇措置により企業の設備投資を支援する。

さらに将来を見据えた人材育成・確保を図り、労働生産性の維持と付加価値をさらに高め、働く者、働くとする者が魅力を感じる職場づくりを創出し、地域経済の発展を推進する。

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、固定資産税の減免措置や金融支援等の支援措置を活用することで、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

上砂川町の産業構造については、付加価値額において製造業及び建設業で7割以上を占めるが、幅広い業種において生産性の向上を図り、地域経済の活性化を目指す必要があることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

上砂川町の土地利用形態については、町内の東部に本町工業団地、駒が台工業団地及び中町工業団地の3工業団地に製造業及び建設業が操業しており、町の中心市街地には小売業やサービス業が営まれていることから、上砂川町全域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

上砂川町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとは言えないことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月7日～令和9年6月6日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。